

令和五年十一月二十四日提出
質問第六九号

警察行政の信頼性に関する質問主意書

提出者 原口一博

警察行政の信頼性に関する質問主意書

「週刊文春」において、木原誠二衆議院議員の親族が不審死事件の重要参考人として警視庁に事情聴取されていた旨が報じられている（二〇二三年七月十三日号、同年七月二十日号等）。

同事件に関し、令和五年七月十三日の国家公安委員会委員長（代理）記者会見において、露木警察庁長官から、「警視庁において、捜査等の結果、証拠上事件性が認められない旨を明らかにしておりますので、人権上の理由から、事案の詳細についてお答えをすることは差し控えたい」旨の発言があった。

これに関連して、次の事項について質問する。

- 一 右事件に関して、記者会見において、警察庁長官が事件性の有無に関する発言をした理由は何か。
- 二 右事件を除き、記者会見等において、警察庁長官が個別の事件の事件性の有無に関する発言をした例はあるか。また、例があるとすれば、それはどのような理由からそのような発言をしたのか。

- 三 国家公安委員会が警察庁を管理することにより、警察の民主的管理を保障するとともに、政治的中立性を確保することとされていると承知している。警察行政の政治的中立性を確保するために、具体的にどのような仕組みが設けられているのか。また、その中において、国家公安委員会委員長は、具体的にどのような

うな役割を果たしているか。

四 国会議員が警察庁に直接働きかけ、警察行政の政治的中立性が侵されることのないよう、どのような仕組みが設けられ、具体的にどのような対策が講じられているか。

五 国会議員の働きかけや付度により捜査の公平中正が歪められることはあってはならないと考える。都道府県警察における捜査が国会議員の影響を受けること又は受けているとの誤解を招くことのないよう、どのような仕組みが設けられているか。

右質問する。